

一般事業主行動計画

社員全員が仕事と子育てを両立させることができるように働き方を見直し、また、男女がともに十分に能力を発揮できる働きやすい職場環境をつくるために、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 8年 6月 1日 ～ 令和 11年 5月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1. 有給休暇取得の促進に向けた雇用環境の整備を行うと共に、従業員の仕事と子育ての両立及び、子育てへの参画を促進する。(次世代法)

【目標達成するための方策と実施時期】

- | | |
|-----------|-------------------|
| 令和 8年 6月～ | ① 取得に関する問題点の変更 |
| 令和 8年 7月～ | ② 有給休暇を取得しやすい環境作り |
| | ③ 有給休暇取得の推進活動の実施 |

目標2. 子ども出生時における育児休業および、子どもの為の休暇取得を再促進する。
(次世代法)

【目標達成するための方策と実施時期】

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 令和 8年 6月～ | ① 社員のニーズの把握と取得要請時に速やかに対応できる環境整備 |
| 令和 8年 7月～ | ② 取得の促進に向けた問題解決に取り組む |
| | ③ 社内会議における再周知 |

目標3. 雇用環境を整備し、女性技術職員の採用を促進する。(1名以上採用)
(女性活躍推進法)

【目標達成するための方策と実施時期】

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 令和 8年 6月～ | ① 女性の応募を増やすための検討会の実施 |
| 令和 8年 7月～ | ② 男女がともに活躍できる雇用環境づくり |
| | ③ 求職者への女性が活躍できる職場であることの積極的な広報を行う |

目標4. 「育児休業取得率100%」および「一箇月以上の育児取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

【目標達成するための方策と実施時期】

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 令和 8年 12月～ | ① 取得に関する問題点の検討 |
| 令和 8年 1月～ | ② 制度に関する資料等の配布、社員や管理職を対象とした研修および周知。 |